（その１）

※該当箇所に「✓」を付すこと。

政治団体の区分	
☑ 政党の支部	☐ 政党
☐ その他の政治団体（後援会等）	☐ 政治資金団体
☐ その他の政治団体の支部	☐ 政治資金規正法第19条の2第1項の規定による政治団体

収支報告書 （令和 6 年分）

（ふりがな） （ じゆうみんしゅとうちばけんだいはちせんきょくしぶ ）

1 政治団体の名称 自由民主党千葉県第8選挙区支部

2 主たる事務所の所在地 柏市正連寺373-3

3 代表者の氏名 桜田 義孝

4 会計責任者の氏名 山口 加代子

活動区域の区分
☐ 2以上の都道府県の区域等
☑ 同一の都道府県の区域内

問合せ先
（担当者） 山口 加代子
（電話） 04-7132-0881

千葉県選挙管理委員会 -6.12.18 受付

資金管理団体の指定の有無
☑ 無
☐ 有 ※以下は指定「有」の場合のみ記入
公職の種類 ~~衆議院議員~~ （現職 ・ 候補者等）
資金管理団体の届出をした者の氏名 ~~桜田義孝~~

国会議員関係政治団体の区分
☑ 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
☐ 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名
公職の種類 （現職 ・ 候補者等）

（※1）資金管理団体の指定の期間
令和 年 月 日 から
令和 年 月 日 まで

（※2）国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
令和 6 年 1 月 1 日 から
令和 6 年 12 月 16 日 まで

※1 報告対象年の途中で資金管理団体の指定・取り消しをした場合のみ記入すること。

※2 報告対象年の途中で国会議員関係政治団体に該当した場合又は該当しなくなった場合のみ記入すること。

139530
1/8

定	内	郵	資	国	全	領	N
翌	後	感	N	N	県	N	過

F1	F2	F3	F4	F5	F6
1/8	P				

収　支　の　状　況

全団体必要

（その２）

注意：収支がない団体にあっても、本表と表（その17）及び表（その20）は提出しなければならない。

1　収支の総括表

	十億	百万	千	円
(1) 収入総額（①＋②）		3 2	2 9 2	1 7 5
①（前年からの繰越額）			1 6 2	1 7 5
②（本年の収入額＝A＋B＋C＋D＋E＋F＋G）		3 2	1 3 0	0 0 0
(2) 支出総額（表(その13-1)の合計額）		3 2	2 9 2	1 7 5
(3) 翌年への繰越額（(1)－(2)）				0

※収支がない場合であっても、上記の表の欄にはすべて記入すること。

2　収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費

	十億	百万	千	円
金額 A				0
員数				人 0

(2) 寄附

ア 寄附（イを除く。）の区分	金額 十億	百万	千	円	備考
(ア) 個人からの寄附		1	8 0 0	0 0 0	内訳を表(その7-1)へ記載すること。
〔うち特定寄附〕				0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附				0	内訳を表(その7-2)へ記載すること。
(ウ) 政治団体からの寄附				0	内訳を表(その7-3)へ記載すること。
小計（ア）＋（イ）＋（ウ）		1	8 0 0	0 0 0	(ア)～(ウ)の小計を記載すること。
〔寄附のうち寄附のあっせんによるもの〕				0	内訳を表(その8)へ記載すること。
イ 政党匿名寄附				0	内訳を表(その9)へ記載すること。
合計 B（ア＋イ）		1	8 0 0	0 0 0	

※「特定寄附」とは、候補者等が、政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附したものをいう。

※「政党匿名寄附」とは、政党が街頭や講演会等で受けた一件千円以下の寄附をいう。

全団体必要

（その３－１）

（３）機関紙誌の発行その他の事業による収入（政治資金パーティーを除く）

事業の種類	金額（十億 百万 千 円）	備考
櫻田義孝　令和6新春の集い	3550000	令和6.1.18 千葉県柏市柏233 ハート柏迎賓館
この頁の小計	3550000	
合計 C	3550000	

注意(1)政治資金パーティーを除く事業収入を記載するもので、例えば、機関紙誌の発行事業であれば「○○紙発行事業」、役員会や各種懇親会の会費収入であれば「○○会会費」、その他の事業にあっては「その他催物事業」と記載すること。

(2)政治資金パーティーについては、本表には記載せず、表(その3-2)へ記載すること。

（その３－２）

（３）機関紙誌の発行その他の事業による収入（政治資金パーティー）

政治資金パーティーの名称	金額				開催年月日	開催場所（所在地及び施設名）	備考
	十億	百万	千	円			
桜田義孝セミナー		10	580	000	令和6.6.18	ザ・キャピトルホテル東急 東京都千代田区永田町2-13-3	
この頁の小計		10	580	000			
合計 D		10	580	000			

注意(1)収入金額が1,000万円以上の政治資金パーティー（特定パーティー）については、本表のほか表(その10)も提出すること。
(2)20万円超の購入者がいる場合には、表(その11-1)～(その11-3)にその内容を記載すること。
また、あっせんによって20万円超の収入（売上）を集めた者がいる場合には、表(その12-1)～(その12-3)にあっせんの内容を記載すること。
(3)他の政治団体と共同で開催した場合には、その旨及び当該他の政治団体の名称を「備考」欄に記載すること。

（その４）

（４）借　入　金

借入先	金額（十億 百万 千 円）	借入年月日	備考
櫻田義孝	1500000	令和5.3.9	千葉県柏市正連寺373-1
櫻田義孝	2000000	令和6.1.9	千葉県柏市正連寺373-1
櫻田義孝	1500000	令和6.2.21	千葉県柏市正連寺373-1
櫻田義孝	1500000	令和6.3.25	千葉県柏市正連寺373-1
櫻田義孝	1500000	令和6.4.25	千葉県柏市正連寺373-1
この頁の小計	6200000		
合計 E	6200000		

注意(1)年内に借入れたものを記載すること。なお、年内に借入し、返済した場合であっても記入すること。
なお、返済金は、支出において表(その13-1)の「(6)その他の経費」に計上されるものであること。
また、借入先ごとの残高(従前からのものを含む)が100万円を超える借入金については、表(その17)に「有」と記入されるものであること。
(2)借入先は、金融機関にあっては支店名（〇〇銀行〇〇支店）まで記載し、個人からのものはその氏名を記載すること。

（その５）

（５）本部又は支部から供与された交付金に係る収入

交付金を供与した本部又は支部の名称	金額（十億 百万 千 円）	年月日	主たる事務所の所在地	備考
自由民主党本部	3,000,000	令和 6.4.30	東京都千代田区永田町1-11-23	
自由民主党本部	5,000,000	6.6.12	東京都千代田区永田町1-11-23	
自由民主党本部	2,000,000	6.10.31	東京都千代田区永田町1-11-13	
		. .		
		. .		
		. .		
		. .		
		. .		
		. .		
		. .		
		. .		
		. .		
		. .		
		. .		
		. .		
		. .		
この頁の小計	10,000,000			
合計 F	10,000,000			

（その７－１）　個　人

（7）寄附の内訳（個人）					寄附者の区分	個人	
寄附者の氏名	金額 十億	百万	千	円	年月日	住所	職業	備考
櫻田義孝			150	000	令和 6．1．10	千葉県柏市正連寺373-1	衆議院議員	金銭以外の寄付金を受領
〃			150	000	6．2．10	千葉県柏市正連寺373-1	衆議院議員	金銭以外の寄付金を受領
〃			150	000	6．3．10	千葉県柏市正連寺373-1	衆議院議員	金銭以外の寄付金を受領
〃			150	000	6．4．10	千葉県柏市正連寺373-1	衆議院議員	金銭以外の寄付金を受領
〃			150	000	6．5．10	千葉県柏市正連寺373-1	衆議院議員	金銭以外の寄付金を受領
〃			150	000	6．6．10	千葉県柏市正連寺373-1	衆議院議員	金銭以外の寄付金を受領
〃			150	000	6．7．10	千葉県柏市正連寺373-1	衆議院議員	金銭以外の寄付金を受領
〃			150	000	6．8．10	千葉県柏市正連寺373-1	衆議院議員	金銭以外の寄付金を受領
〃			150	000	6．9．10	千葉県柏市正連寺373-1	衆議院議員	金銭以外の寄付金を受領
〃			150	000	6．10．10	千葉県柏市正連寺373-1	衆議院議員	金銭以外の寄付金を受領
〃			150	000	6．11．10	千葉県柏市正連寺373-1	衆議院議員	金銭以外の寄付金を受領
〃			150	000	6．12．10	千葉県柏市正連寺373-1	衆議院議員	金銭以外の寄付金を受領
（計）		（	1800	000	）．．			
					．．			
					．．			
この頁の小計			1800	000				
その他の寄附				0				
合計			1800	000				

→ ※ 下記注意（1）参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意（1）年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

（2）同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

（3）候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に（特）と記載すること。

（4）遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

（その10）

(10) 機関紙誌の発行その他の事業による収入のうち特定パーティーの対価に係る収入の内訳

特定パーティーの名称	対価に係る収入の金額（十億 百万 千 円）	対価の支払をした者の数（人）	開催年月日	開催場所	備考
桜田義孝セミナー	~~10880000~~ 10580000	418	令和 6 6 18	東京都千代田区永田町2~~-10-3~~ 13	ザ・キャピトルホテル東急
この頁の小計	~~10880000~~	10580000			
合計	~~10880000~~	10580000			

注意 (1) この用紙には、収入金額が1,000万円以上の政治資金パーティー（特定パーティー）について記載するものであること。
(2) 報告書に記載すべき年の前年以前において収受されたものがある場合には、これらのパーティーに係る「備考」欄に、前年以前において収受されたものに係る収入の金額及び対価の支払いをした者の数を記載すること。
(3) 他の政治団体と共同で開催した場合には、その旨及び当該他の政治団体の名称を「備考」欄に記載すること。

（その11-1）　個　　人

(11) 政治資金パーティーの対価に係る収入の内訳	政治資金パーティーの名称	桜田義孝セミナー
	対価の支払をした者の区分	個　　人

対価の支払をした者の氏名	金額 十億	百万	千	円	年月日	住所	職業	備考
小坂健			300	000	令和6 5 12	東京都墨田区立川2丁目10-7-204		
この頁の小計			300	000				
合計			300	000				

注意 (1) 対価の支払いが20万円超の個人購入者がいる場合に、パーティーごとに別葉にして記載すること。
(2) 報告書に記載すべき年の前年以前に対価の支払いが20万円超の個人購入者がいる場合は、当該対価の支払いをした者に係る「備考」欄にその金額及び年月日を記載すること。

（その13-1）

3．支出項目別金額の内訳

（1）支出の総括表

項目	金額 十億	百万	千	円	本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出 十億	百万	千	円	備考
1 経常経費									
(1) 人件費		20	855	306					
(2) 光熱水費			5	816					
(3) 備品・消耗品費			679	493					
(4) 事務所費		2	069	676					
小計 ((1)～(4))		23	610	291					
2 政治活動費									
(1) 組織活動費			518	000					
(2) 選挙関係費				0					
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費※		4	860	886					
（内訳） ア 機関紙誌の発行事業費				0					
イ 宣伝事業費			524	893					
ウ 政治資金パーティー開催事業費		3	229	085					
エ その他の事業費		1	106	908					
(4) 調査研究費				0					
(5) 寄附・交付金				0					
(6) その他の経費		3	302	998					
小計 ((1)～(6))		8	681	884	うち本部・支部間の交付金合計 円				
合計		32	292	175	←1の小計と2の小計の合計を記載すること。				

※ア行からエ行の合計を、(3)行に記載すること

本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出がある場合は、（その16）を添付すること。

注意　支出が存在する場合は、下表に従い必要書類を添付すること（詳細は表（その 14）、（その 15）の注意書きを参照。）

団体区分	個別に記載する金額	経常経費内訳書(その 14)	政治活動費内訳書(その 15)
国会議員関係政治団体	1件1万円を超える支出	必要	必要
上記以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）	1件5万円以上の支出	不要 ※資金管理団体は必要	

「コピー機により複写した領収書の写し」が必要

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

（その14-1）

（2） 経常経費（人件費を除く。）の内訳				項目別区分	（光熱水費）	
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億 百万 千 円			年月日	支出を受けた者の氏名 （団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所 （団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
この頁の小計			0				
その他の支出			5816				
合計			5816				

※ １件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意 (1)経常経費（人件費を除く。）の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。
(2)項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」 とし、それぞれ別葉として作成すること。
(3) ①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(4)領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(5)金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

（その14-2）

（2） 経常経費（人件費を除く。）の内訳

項目別区分 （備品・消耗品費）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
複合機リース料			25	920	令和 6 1 9	三菱HCビジネスリース株式会社	東京都港区西新橋一丁目3番1号西新橋スクエア	
事務用品代			20	143	6 1 17	有限会社　南信堂	東京都千代田区九段南3－7－7　南信堂ビル	
新聞購読料金			13	000	6 1 30	（株）イワキ	柏市花野井720-149	
事務用品代			15	011	6 1 31	株式会社エイム	千葉県柏市松葉町3-15-1	
〃			17	444	6 2 6	有限会社　南信堂	東京都千代田区九段南3－7－7　南信堂ビル	
複合機リース料			25	920	6 2 7	三菱HCビジネスリース株式会社	東京都港区西新橋一丁目3番1号西新橋スクエア	
新聞購読料金			10	220	6 3 1	（株）全販	東京都千代田区一ツ橋2-6-8	
事務用品代			13	523	6 3 6	有限会社　南信堂	東京都千代田区九段南3－7－7　南信堂ビル	
複合機リース料			25	920	6 3 7	三菱HCビジネスリース株式会社	東京都港区西新橋一丁目3番1号西新橋スクエア	
事務用品代			10	220	6 3 29	株式会社エイム	千葉県柏市松葉町3-15-1	
〃			14	572	6 4 3	有限会社　南信堂	東京都千代田区九段南3－7－7　南信堂ビル	
複合機リース料			25	920	6 4 8	三菱HCビジネスリース株式会社	東京都港区西新橋一丁目3番1号西新橋スクエア	
〃			25	920	6 5 7	三菱HCビジネスリース株式会社	東京都港区西新橋一丁目3番1号西新橋スクエア	
この頁の小計			243	733				
その他の支出								
合計								

→ ※　１件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意 (1)経常経費（人件費を除く。）の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。
(2)項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」 とし、それぞれ別葉として作成すること。
(3) ①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(4)領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(5)金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

（その14-2）

（2） 経常経費（人件費を除く。）の内訳

項目別区分 （備品・消耗品費）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日 令和	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
事務用品代			14	737	6 5 8	有限会社 南信堂	東京都千代田区九段南3ー7ー7 南信堂ビル	
新聞購読料金			10	220	6 5 9	（株）全販	東京都千代田区一ツ橋2-6-8	
印刷機インク、マスター代			19	580	6 6 5	リコージャパン株式会社	新潟県新潟市東区下木戸1-18-30 3F	
事務用品代			15	187	6 6 6	有限会社 南信堂	東京都千代田区九段南3ー7ー7 南信堂ビル	
複合機リース料			25	920	6 6 7	三菱HCビジネスリース株式会社	東京都港区西新橋一丁目3番1号西新橋スクエア	
新聞購読料金			10	220	6 6 28	株式会社 全販	東京都千代田区一ツ橋2丁目6番8号	
事務用品代			10	211	6 7 5	有限会社 南信堂	東京都千代田区九段南3ー7ー7 南信堂ビル	
複合機リース料			25	920	6 7 8	三菱HCビジネスリース株式会社	東京都港区西新橋一丁目3番1号西新橋スクエア	
事務用品代			19	105	6 8 5	有限会社 南信堂	東京都千代田区九段南3ー7ー7 南信堂ビル	
複合機リース料			25	920	6 8 7	三菱HCビジネスリース株式会社	東京都港区西新橋一丁目3番1号西新橋スクエア	
新聞購読料金			10	220	6 8 20	株式会社 全販	東京都千代田区一ツ橋2丁目6番8号	
複合機リース料			25	920	6 9 9	三菱HCビジネスリース株式会社	東京都港区西新橋一丁目3番1号西新橋スクエア	
〃			31	680	6 10 7	三菱HCビジネスリース株式会社	東京都港区西新橋一丁目3番1号西新橋スクエア	
この頁の小計			244	840				
その他の支出			190	920				
合計			679	493				

→ ※ １件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意 (1)経常経費（人件費を除く。）の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。
(2)項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」 とし、それぞれ別葉として作成すること。
(3) ①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(4)領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(5)金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

（その14-2）

（2） 経常経費（人件費を除く。）の内訳

項目別区分：（事務所費）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億 百万 千 円	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
コピーカウント料	15562	令和6 1 23	コニカミノルタジャパン株式会社	東京都港区芝浦1-1-1	
使途報告書監査意見書作成費	20000	6 1 25	登録政治資金監査人　大人道子	東京都台東区台東4-29-13-903	
電話料金	11449	6 1 26	NTTファイナンス（株）	東京都港区港南1-2-70	
社会保険労務士業務報酬	38500	6 1 28	社会保険労務士法人いとうADR人事労務	千葉県柏市旭町1-1-5　浜島ビル8階	
コピーカウント料	19196	6 2 7	株式会社　大塚商会	東京都千代田区飯田橋2-18-4	
社会保険労務士業務報酬	27500	6 2 21	社会保険労務士法人いとうADR人事労務	千葉県柏市旭町1-1-5　浜島ビル8階	
電話料金	11449	6 3 1	NTTファイナンス（株）	東京都港区港南1-2-70	
筆耕及び送料代	13750	6 3 4	大槻デザイニング株式会社	東京都中央区湊1-8-13-1F	
収支報告書オンライン版	132000	6 3 25	システム技術研究所代表　尾崎征二	東京都調布市小島町1-11-21　調布ふじ村ビル201号	
コピーカウント料	28596	6 3 25	コニカミノルタジャパン株式会社	東京都港区芝浦1-1-1	
社会保険労務士業務報酬	27500	6 3 25	社会保険労務士法人いとうADR人事労務	千葉県柏市旭町1-1-5　浜島ビル8階	
電話料金	11446	6 4 1	NTTファイナンス（株）	東京都港区港南1-2-70	
政治資金監査料	50000	6 4 4	登録政治資金監査人　大人道子	東京都台東区台東4-29-13-903	
この頁の小計	406948				
その他の支出					
合計					

※　1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意 (1)経常経費（人件費を除く。）の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。
(2)項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」 とし、それぞれ別葉として作成すること。
(3) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(4)領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(5)金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

（その14-2）

（2） 経常経費（人件費を除く。）の内訳

項目別区分 （事務所費）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
後納郵便料金			10	268	令和 6 4 9	日本郵便株式会社	東京都千代田区大手町2-3-1	
コピーカウント料			10	918	6 4 11	株式会社　大塚商会	東京都千代田区飯田橋2-18-4	
〃			13	900	6 4 23	コニカミノルタジャパン株式会社	東京都港区芝浦1-1-1	
社会保険労務士業務報酬			27	500	6 4 25	社会保険労務士法人いとうADR人事労務	千葉県柏市旭町1-1-5　浜島ビル8階	
電話料金			11	446	6 4 26	NTTファイナンス（株）	東京都港区港南1-2-70	
社会保険労務士業務報酬			27	500	6 5 21	社会保険労務士法人いとうADR人事労務	千葉県柏市旭町1-1-5　浜島ビル8階	
コピーカウント料			19	544	6 5 23	コニカミノルタジャパン株式会社	東京都港区芝浦1-1-1	
電話料金			11	449	6 5 25	NTTファイナンス（株）	東京都港区港南1-2-70	
コピーカウント料			10	600	6 6 11	株式会社　大塚商会	東京都千代田区飯田橋2-18-4	
社会保険労務士業務報酬			55	000	6 6 20	社会保険労務士法人いとうADR人事労務	千葉県柏市旭町1-1-5　浜島ビル8階	
電話料金			11	449	6 6 28	NTTファイナンス（株）	東京都港区港南1-2-70	
コピーカウント料			14	187	6 7 23	コニカミノルタジャパン株式会社	東京都港区芝浦1-1-1	
社会保険労務士業務報酬			27	500	6 7 25	社会保険労務士法人いとうADR人事労務	千葉県柏市旭町1-1-5　浜島ビル8階	
この頁の小計			251	261				
その他の支出								
合計								

→ ※　１件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意 (1)経常経費（人件費を除く。）の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。
(2)項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」　とし、それぞれ別葉として作成すること。
(3) ①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(4)領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(5)金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

（その14-2）

（2） 経常経費（人件費を除く。）の内訳

項目別区分 （事務所費）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
電話料金			1	1 4 4 9	令和 6 7 29	NTTファイナンス（株）	東京都港区港南1-2-70	
コピーカウント料			1	0 5 1 1	6 8 8	株式会社 大塚商会	東京都千代田区飯田橋2-18-4	
社会保険労務士業務報酬			5	5 0 0 0	6 8 26	社会保険労務士法人いとうADR人事労務	千葉県柏市旭町1-1-5 浜島ビル8階	
電話料金			1	1 4 4 9	6 8 28	NTTファイナンス（株）	東京都港区港南1-2-70	
政治資金管理・使途報告システム外令和7年度分保守料			1 8	7 0 0 0	6 8 30	システム技術研究所 代表 尾崎征二	東京都調布市小島町1-11-21 調布ふじ村ビル201号	
コピーカウント料			1	0 7 8 7	6 9 24	コニカミノルタジャパン株式会社	東京都港区芝浦1-1-1	
社会保険労務士業務報酬			2	7 5 0 0	6 9 24	社会保険労務士法人いとうADR人事労務	千葉県柏市旭町1-1-5 浜島ビル8階	
政治資金監査料			5	0 0 0 0	6 9 26	登録政治資金監査人 大人道子	東京都台東区台東4-29-13-903	
電話料金			1	1 4 4 9	6 9 27	NTTファイナンス（株）	東京都港区港南1-2-70	
社会保険労務士業務報酬			2	7 5 0 0	6 10 2	社会保険労務士法人いとうADR人事労務	千葉県柏市旭町1-1-5 浜島ビル8階	
政治資金管理・使途報告システム整理作業代			5 5	0 0 0 0	6 10 7	システム技術研究所代表 尾崎征二	東京都調布市小島町1-11-21 調布ふじ村ビル201号	
コピーカウント料			2	5 6 6 4	6 10 23	コニカミノルタジャパン株式会社	東京都港区芝浦1-1-1	
社会保険労務士業務報酬			5	5 0 0 0	6 10 24	社会保険労務士法人いとうADR人事労務	千葉県柏市旭町1-1-5 浜島ビル8階	
この頁の小計			1 0	3 3 3 0 9				
その他の支出								
合計								

※ １件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意 (1)経常経費（人件費を除く。）の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。
(2)項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」 とし、それぞれ別葉として作成すること。
(3) ①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(4)領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(5)金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

（その14-2）

（2） 経常経費（人件費を除く。）の内訳

項目別区分 （事務所費）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億 百万 千 円	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
電話料金	11449	令和6 10 30	NTTファイナンス（株）	東京都港区港南1-2-70	
複合機撤去及び設定作業代	73120	6 11 13	大塚商会	東京都港区三田3-5-27 27階 住友不動産東京三田サウスタワー	
電話料金	11449	6 11 26	NTTファイナンス（株）	東京都港区港南1-2-70	
政治資金監査料	25000	6 12 5	登録政治資金監査人 大人道子	東京都台東区台東4-29-13-903	
この頁の小計	121018				
その他の支出	257140				
合計	2069676				

※ １件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意 (1)経常経費（人件費を除く。）の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。
(2)項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」 とし、それぞれ別葉として作成すること。
(3) ①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(4)領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(5)金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

（その15）

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		1．組織活動費	
					交際費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
1	令和6年分の秘書会費	30,000	R6/3/8	自由民主党千葉県国会議員秘書会	千葉県千葉市中央区市場町2-13	
2	会費	20,000	R6/3/13	自由民主党北海道第六選挙区支部	北海道旭川市永山2条4丁目2-19	石井苗子
3	政治資金規正法第8条の2に基づく政治資金パーティー	20,000	R6/3/19	新声会	東京都千代田区永田町2-1-2衆議院第二議員会館	鳩山二郎
4	会費	20,000	R6/5/15	石井苗子ときぼうの会	東京都文京区湯島1-10-5　湯島Ｄ＆Ａビル6階	
5	〃	20,000	R6/6/5	秋葉けんや後援会	宮城県仙台市泉区上谷刈4-17-16	
6	〃	20,000	R6/6/6	日本未来開発研究会	東京都千代田区永田町2-1-2衆議院第二議員会館406号室	
7	〃	20,000	R6/6/7	鈴木たかこを育てる会事務局	北海道釧路市黒金町7-1-1クロガネビル3階	
8	〃	20,000	R6/6/12	博友会　代表　渡辺弘道	千葉県松戸市松戸新田592	
9	「今村雅弘君と明日の未来を語る会」会費	20,000	R6/6/17	今村雅弘と明日の未来を語る会	東京都千代田区永田町2-1-2衆議院第2議員会館1210号室	
10	パーティー会費	20,000	R6/6/25	越鷲会	新潟県長岡市蓮潟5丁目1-72	
11	会費	20,000	R6/7/10	衆議院議員　田中和徳新都市構想セミナー実行委員	東京都千代田区永田町2丁目2番地1号衆議院第一議員会館1010号室	
12	〃	50,000	R6/7/30	和田政宗君と歩む会	東京都千代田区永田町2-1-1　参議院議員会館1220号室	
13	衆議院議員　若林けんた政経セミナー会費	20,000	R6/8/27	健政会　代表者若林健太	東京都千代田区永田町2-2-1衆議院第一議員会館1002号室	
14	会費　2024年「足立敏之君と語る会」	20,000	R6/9/3	「足立敏之君と語る会」足立敏之後援会	東京都千代田区飯田橋1-4-1九段ウイズビル5階	
15	参議院議員佐藤正久と明日の国防を考える会会費	20,000	R6/9/27	佐藤正久後援会	東京都新宿区市谷本村町3番20号新盛堂ビル4F	
16	「衆議院議員山際大志郎君を励ます会」会費	20,000	R6/9/30	21世紀の政治経済を考える会	東京都千代田区永田町2-2-1-613	
17	「鈴木宗男を叱咤激励する会」会券代	20,000	R6/10/2	21世紀政策研究所	東京都千代田区永田町2-1-1参議院議員会館1219号室	
18	会費	20,000	R6/10/2	佐藤政経懇話会	栃木県下都賀郡壬生町本丸2-15-20	
19	〃	20,000	R6/10/2	中西祐介後援会	徳島県徳島市問屋21	

（その15）

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		1．組織活動費	
					交際費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
20	〃	20,000	R6/10/3	くに創り政治経済研究所	福井県福井市御幸4丁目20-18オノダニビル御幸5階	
21	パーティー会費	20,000	R6/10/7	越鷲会　代表　鷲尾英一郎	新潟県長岡市蓮潟5丁目1-72	
22	豊田俊郎政治活動25年を祝う会会費	20,000	R6/10/7	自由民主党千葉県参議院選挙区第六支部	千葉県八千代市大和田新田310	
23	衆議院議員山本有二と国政を語る会会費	20,000	R6/10/8	自由民主党高知県衆議院比例区第二支部	高知県高知市桟橋通3-31-1	
24						
25						
	その他の支出	18,000				
	合計	518,000				

↓該当する項目に必ず☑をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

（その15）

（３） 政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に☑） □1 組織活動費 □2 選挙関係費 □3 機関紙誌の発行事業費 ☑4 宣伝事業費 □5 政治資金パーティー開催事業費 □6 その他の事業費 □7 調査研究費 □8 寄附・交付金 □9 その他の経費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （ポスター・パンフレットの作成費）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
ポスター印刷費			465	300	令和 6 7 11	株式会社イツキプリント	東京都品川区二葉2-21-5	
この頁の小計			465	300				
その他の支出				0				
合計			465	300				

注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。
② ①以外の政治団体：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）
(2) 「５ 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別葉とし、最後のページにのみ「合計」を記載すること。
(3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

（その15）

↓該当する項目に必ず☑をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

（３） 政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に☑） ☐1 組織活動費 ☐2 選挙関係費 ☐3 機関紙誌の発行事業費 ☑4 宣伝事業費 ☐5 政治資金パーティー開催事業費 ☐6 その他の事業費 ☐7 調査研究費 ☐8 寄附・交付金 ☐9 その他の経費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （ 宣伝広報費 ）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
印刷代			21	703	令和 6 6 12	ラクスル株式会社	東京都品川区上大崎2-24-9 アイケイビル 1F	
この頁の小計			21	703				
その他の支出				0				
合計			21	703				

注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。
② ①以外の政治団体：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）
(2) 「５ 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別葉とし、最後のページにのみ「合計」を記載すること。
(3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

↓該当する項目に必ず☑をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

（その15）

（３） 政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に☑） □1 組織活動費 □2 選挙関係費 □3 機関紙誌の発行事業費 ☑4 宣伝事業費 □5 政治資金パーティー開催事業費 □6 その他の事業費 □7 調査研究費 □8 寄附・交付金 □9 その他の経費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （ 印刷製本費 ）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
チラシ・フライヤー代			15	857	令和 6 1 29	ラクスル株式会社	東京都品川区上大崎2-24-9 アイケイビル1F	
チラシ印刷代			22	033	6 7 10	ラクスル株式会社	東京都品川区上大崎2-24-9 アイケイビル1F	
この頁の小計			37	890				
その他の支出				0				
合計			37	890				

注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。
② ①以外の政治団体：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）
(2) 「５ 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別葉とし、最後のページにのみ「合計」を記載すること。
(3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

↓該当する項目に必ず☑をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

（その15）

（３） 政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に☑） □1 組織活動費 □2 選挙関係費 □3 機関紙誌の発行事業費 □4 宣伝事業費 ☑5 政治資金パーティー開催事業費 □6 その他の事業費 □7 調査研究費 □8 寄附・交付金 □9 その他の経費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （ 桜田義孝セミナー ）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
案内状印刷代			187	220	令和 6 5 29	大槻デザイニング株式会社	東京都中央区湊1-8-13-1F	
飲料代			17	050	6 6 13	萬味商事（株）柏市場店	千葉県柏市若柴85	
桜田義孝セミナー会場費		1	951	899	6 6 26	ザ・キャピトルホテル東急	東京都千代田区永田町2-10-3	
お礼状及び記念品代			659	450	6 7 22	大槻デザイニング株式会社	東京都中央区湊1-8-13-1F	
案内状印刷代			413	466	6 7 22	大槻デザイニング株式会社	東京都中央区湊1-8-13-1F	
この頁の小計		3	229	085				
その他の支出				0				
合計		3	229	085				

注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。
② ①以外の政治団体：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）
(2) 「５ 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別葉とし、最後のページにのみ「合計」を記載すること。
(3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

↓該当する項目に必ず☑をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

（その15）

（3） 政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に☑） ☐1 組織活動費 ☐2 選挙関係費 ☐3 機関紙誌の発行事業費 ☐4 宣伝事業費 ☐5 政治資金パーティー開催事業費 ☑6 その他の事業費 ☐7 調査研究費 ☐8 寄附・交付金 ☐9 その他の経費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （ 櫻田義孝新春の集い ）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
会場費及び飲食費		1	106	908	令和 6 1 22	ハート柏迎賓館	柏市柏 233	
この頁の小計		1	106	908				
その他の支出				0				
合計		1	106	908				

注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。
② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）
(2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別葉とし、最後のページにのみ「合計」を記載すること。
(3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

その他の経費

↓該当する項目に必ず☑をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

（その15）

（３） 政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に☑） □1 組織活動費 □2 選挙関係費 □3 機関紙誌の発行事業費 □4 宣伝事業費 □5 政治資金パーティー開催事業費 □6 その他の事業費 □7 調査研究費 □8 寄附・交付金 ☑9 その他の経費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （ 借入金返済 ）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
この頁の小計				0				
その他の支出			2	998				
合計			2	998				

注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。
② ①以外の政治団体：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）
(2) 「５ 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別葉とし、最後のページにのみ「合計」を記載すること。
(3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

↓該当する項目に必ず☑をすること　　↓該当する分類を必ず記入すること

（その15）

（３）　政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に☑） □1 組織活動費 □2 選挙関係費 □3 機関紙誌の発行事業費 □4 宣伝事業費 □5 政治資金パーティー開催事業費 □6 その他の事業費 □7 調査研究費 □8 寄附・交付金 ☑9 その他の経費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （ 貸付金 ）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
借入金返済		1	500	000	令和 6 9 14	櫻田義孝	千葉県柏市正連寺373-1	
この頁の小計		1	500	000				
その他の支出				0				
合計		1	500	000				

注意　(1)　① 国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。
② ①以外の政治団体：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）
(2)　「５　政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別葉とし、最後のページにのみ「合計」を記載すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

（その15）

↓該当する項目に必ず☑をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

（3） 政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に☑） ☐1 組織活動費 ☐2 選挙関係費 ☐3 機関紙誌の発行事業費 ☐4 宣伝事業費 ☐5 政治資金パーティー開催事業費 ☐6 その他の事業費 ☐7 調査研究費 ☐8 寄附・交付金 ☑9 その他の経費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （金銭以外のものによる寄附相当分）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名 （団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所 （団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
金銭以外のものによる寄附相当分			150	000	令和 6 1 10	櫻田義孝	千葉県柏市正連寺373-1	
〃			150	000	6 2 10	櫻田義孝	千葉県柏市正連寺373-1	
〃			150	000	6 3 10	櫻田義孝	千葉県柏市正連寺373-1	
〃			150	000	6 4 10	櫻田義孝	千葉県柏市正連寺373-1	
〃			150	000	6 5 10	櫻田義孝	千葉県柏市正連寺373-1	
〃			150	000	6 6 10	櫻田義孝	千葉県柏市正連寺373-1	
〃			150	000	6 7 10	櫻田義孝	千葉県柏市正連寺373-1	
〃			150	000	6 8 10	櫻田義孝	千葉県柏市正連寺373-1	
〃			150	000	6 9 10	櫻田義孝	千葉県柏市正連寺373-1	
〃			150	000	6 10 10	櫻田義孝	千葉県柏市正連寺373-1	
〃			150	000	6 11 10	櫻田義孝	千葉県柏市正連寺373-1	
〃			150	000	6 12 10	櫻田義孝	千葉県柏市正連寺373-1	
この頁の小計		1	800	000				
その他の支出				0				
合計		1	800	000				

注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が**１万円超の支出**について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。
② ①以外の政治団体：１件当たりの金額が**５万円以上の支出**について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）
(2) 「５ 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、**パーティーごとに別葉とし**、最後のページにのみ「合計」を記載すること。
(3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その17)

資　産　等　の　状　況

全団体必要

1　資産等の総括表

資産等の有無 資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	□	☑	
イ　建物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	□	☑	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	□	☑	
カ　金銭信託	□	☑	
キ　有価証券	□	☑	
ク　出資による権利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	□	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☑	□	

全団体必要

注意(1)すべての団体が提出するものであること。
(2)団体としての資産等について記載するものであり、全ての項目について有・無のいずれかに「✓」を付すこと。
(3)「有」欄に✓を付けた資産等については、その内訳を表(その18)に記載すること。

（その18）

2　資産等の項目別内訳

資産等の内訳	項目別区分	（該当する項目に☑） □ア 土地　□イ 建物　□ウ 地上権等 □エ 動産　□オ 預金等　□カ 金銭信託 □キ 有価証券　□ク 出資　□ケ 貸付金 □コ 敷金　□サ 施設利用権等　☑シ 借入金			
摘要	金額（十億 百万 千 円）			年月日	備考
櫻田義孝		1	500	000	令和5.3.9	千葉県柏市正連寺373-1
櫻田義孝			20	000	令和6.1.9	千葉県柏市正連寺373-1
櫻田義孝		1	500	000	令和6.2.21	千葉県柏市正連寺373-1
櫻田義孝		1	500	000	令和6.3.25	千葉県柏市正連寺373-1
櫻田義孝		1	500	000	令和6.4.25	千葉県柏市正連寺373-1
この頁の小計		6	200	000		
合計		6	200	000		

注意(1)資産等の項目別区分ごとに別葉とし、必要に応じてコピーすること。
(2)「摘要」欄、「備考」欄等の記載については次のページを参照のこと。

（その20）

全団体必要

宣　　誓　　書

添　付　書　類（別添のとおり）

☑ 領収書等の写し

☑ 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

※添付した書類の「□」に「✓」を付すこと。

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和　6　年　12　月　16　日

政治団体の名称　自由民主党千葉県第8選挙区支部

会計責任者の氏名　山口加代子　印

（以下は解散届提出時のみ記入）

（代表者の氏名　桜田義孝　印）

※解散の場合は、解散届も必要となります。

全団体必要

政治資金監査報告書

令和6年12月13日

自由民主党千葉県第８選挙区支部
代表　櫻田義孝　　殿

登録政治資金監査人　大人道子
登　録　番　号　第　３５０　号
研修修了年月日平成20　年１２月　17日

1　監査の概要

（１）私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第１９条の１３第１項の規定に基づき、自由民主党千葉県第８選挙区支部の令和６年に係る法第１７条第１項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

（２）この政治資金監査は、法第１９条の１３第２項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

（３）私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

（４）この政治資金監査は、自由民主党千葉県第８選挙区支部の主たる事務所において行った。

2　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

（１）法第１９条の１３第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等が保存されていた。

（２）法第１９条の１３第２項第２号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

（３）法第１９条の１３第２項第３号に規定する事項について、法第１７条第１項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等に基づいて支出の状況が表示されていた。

（４）法第１９条の１３第２項第４号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支

出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、存在しなかった。

3　業務制限

自由民主党千葉県第８選挙区支部と私との間には、法第１９条の１３第５項の規定に違反する事実はない。

以　　上